

平成 27 年度第 2 回（第 9 期第 8 回）浦安市廃棄物減量等推進審議会（議事要旨）

1 開催日時 平成 27 年 7 月 24 日（金）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

2 開催場所 議会棟 2 階 第 1 会議室

3 出席者

（委員）

下田会長、崎野委員、島野委員、扇谷委員、大川委員、道下委員、高梨委員、櫻木委員、藤澤委員、荒井委員

（事務局）

大塚都市環境部長、仲谷都市環境部次長、熱海ごみゼロ課長、林崎クリーンセンター長、堀木課長補佐、亀山係長、三上副主査

4 議題

（1）事業系一般廃棄物の発生抑制について

（2）その他

5 議事の概要

（1）大塚環境部長のあいさつ後、事務局より「事業系一般廃棄物の発生抑制について」、前回審議会の意見から、平成 28 年度と平成 32 年度のごみ発生量の推測、多量排出事業者をメインに「総ごみ搬入量・可燃ごみ搬入量・不燃系ごみ搬入量・資源ごみ搬入量」の状況等を説明し、多量排出事業者だけがターゲットになるものではなく、「少量排出・多量排出・直接搬入と許可業者利用」のそれぞれに問題点等があることを挙げ、前回提案事項の整理のうえに、審議を行った。

（2）事務局より、今後のスケジュールや視察先（予定）について説明をした。なお、答申(案)を今回の審議を経て示すことになるが、時間的猶予も考慮すると、次期審議会での答申提出が難しいことから、視察前までに会長と事務局で調整を図り、8 月中旬を目途に答申（案）を全審議会委員宛に送付し、

視察当日に 30 分程度、確認の時間をとることとした。

なお、確認後の答申（案）作成については「会長一任」となった。

6 会議経過

浦安市廃棄物減量等推進審議会規則第 3 条第 1 項により、審議会会長を議長とし、会長が議事を進行した。

○諮問事項について

事務局より、諮問の主旨から、事業系ごみの搬入量の推移と一般廃棄物処理基本計画の中間・最終目標年度の 28 年度・32 年度の発生量推測、浦安市のごみ搬入量内訳、少量排出・多量排出・直接搬入と許可行利用それぞれの問題点、他市の事例、方針（案）の説明をそれぞれ行い、各項目において委員による質疑を行った。

主な説明・質疑内容は次のとおり。

【事業系一般廃棄物の発生抑制について】

・事務局

「諮問の主旨」は再掲として割愛した。

事業系ごみの搬入量の推移と浦安市一般廃棄物処理基本計画の目標値が設定されている平成 28 年度と平成 32 年度の発生量推測を過去 3 年間の平均からではなく、最も伸び率の最も低い「0.7%増」を使用して算出。この場合でも、平成 28 年度には、「24,880t 以上」、平成 32 年度には「25,584t 以上」となってしまい、当初の目標値や策定時の予測値を超えてしまう。参考として、平成 27 年度のクリーンセンター告示分の推測量は「24,871t」であることから、妥当な推測量となる。

続いて、浦安市のごみ搬入量の内訳につき、前回審議会の意見において、事業系に占める割合の高い「多量排出事業者」をターゲットにしてはどうかとの意見が多かったことから、今回、平成 25 年度実績での総ごみ搬入量、可燃ごみ搬入量、不燃系（不燃・粗大・有害）ごみ搬入量と資源ごみ搬入量における、多量排出事業者が占める割合とそれぞれの状況を説明。（以下、要約）

（要約）

- ・総ごみ搬入量 59,789t のうち、家庭系が 35,425t で事業系が 24,364t。

事業系の割合は 40.8%で、そのうちの多量排出が占める割合は 13,527 t の

55.5%となり、総ごみ搬入量の22.6%を占める。

- ・可燃ごみ搬入量50,468tのうち、家庭系が27,703tで事業系が22,765t。事業系の割合は45.1%で、そのうちの多量排出が占める割合は12,457tの54.7%となり、可燃ごみ搬入量の24.7%を占める。

※多量排出事業者67団体中、生ごみ発生は40団体であり、そのうち29団体(72.5%)が肥料化・飼料化・メタン化等をしており、搬入される可燃ごみはリサイクルにそぐわない物と認識する。

- ・不燃系ごみ搬入量4,287tのうち、家庭系が2,887tで事業系が1,400t。事業系の割合は32.7%で、そのうちの多量排出が占める割合は377tの27%となり、不燃系ごみ搬入量の8.8%を占める。

※多量排出事業者においては、産業廃棄物として適正排出がされていることが認められる。

- ・資源ごみ搬入量は4品目で5,034t。そのうち、家庭系が4,835tで事業系が199t。事業系の割合は4%で、総ごみ搬入量に対して0.3%である。

※多量排出事業者の資源ごみ外部処理割合は75%を上回っており、紙類に至っては、67団体中、62団体(92.5%)が外部処理の資源化に取り組んでいる状況。なお、紙類のセンター搬入は、わずか0.3%である。唯一、びん類だけが、ホテル系列で150t程の搬入があり、調整が必要と考える。

・会 長

発生量推測の関係、ごみ搬入量の内訳と多量排出事業者における状況を説明して頂きましたが、個々の内訳を確認してみると、諮問のターゲットを多量排出事業者だけに絞るのは、少し難しいのではないかと感じます。例えば、生ごみで言えば、企業努力による外部資源化もされておりますし、不燃系で言えば、直接持ち込みや許可業利用の事業者が、多量排出事業者よりも倍以上のごみを発生させている等の事実が見えてきました。個々の排出事業体ごとに問題点がクリアできるよう、前回審議会でも発言を頂いた様に「品目やターゲット」を絞った形での検討が必要ではないかと感じますが、委員の皆様には、今の事務局の説明を基に、積極的な議論、ご意見・ご質問をして頂ければと思います。

進行上の都合もありますので、発言の際には、ひとつの意見について、お一人5分以内でお願いします。

・委員

基本計画における中間目標値や最終目標値について、現状での見込み量は大幅に計画を上回っていますが、目標値以下にさせることは重要なのでしょうか。

・事務局

現状のままでは、計画値以上の搬入量が見込まれます。出来る限り、基本計画値に近づけられるようにしなければならないと考えます。

・委員

事業系可燃ごみの搬入量は、肥料化・飼料化・メタン化等の資源化される前の搬入量なのかを改めて確認します。

・事務局

資源化された後の搬入量です。よって、ここに記載された可燃ごみは、リサイクルにそぐわない物であると認識しております。

・委員

「びん類」の搬入量が多いとのことだが、ホテル系だと大半がワイン瓶ではないかと思われる。それ以外のびん類は、適正ルートで資源化されているのではないか。

・事務局

多量排出事業者であることから排出ルートも提出されています。しかしながら、そちらを確認する限り、全てのびん類がセンターに搬入されている様です。

・委員

この部分は、改めて調査・確認をされ、行政による調整等から、搬入抑制に繋がられるのではないか。

・会長

それでは、4P以降を改めて事務局より説明願います。

・事務局

※3. 少量排出・多量排出・直接搬入と許可業利用それぞれの問題点等と前回提案並びに他市の事例（新潟市や大阪市の紙類の対応事例と資料2の鎌倉市の検査機導入）を説明した。

・会長

今の事務局の説明から、個々に問題があることが再認識されたのではないのでしょうか。減量化を進めるにしても個々の特性を把握し、それを共通の認識として問題

解決に向けなければならないと感じます。

また、他市の取り組み事例等も大変参考になったのではないのでしょうか。

事業系紙類の搬入不可や検査機を導入するという手段も考えられますが、条例改正やら経費・人件費の発生があります。ただ、減量化目標を達成するにあたっての、一つの検討材料にはなります。

この点について、ご意見・ご質問のある委員は、挙手をお願いします。

・委員

少量排出事業者や許可業者と契約している事業者が実際に何事業所あるか把握されているか。

・事務局

26年度ベースで、少量排出事業者は、登録上1,278件であり、許可業者と契約をしている事業者が、多量を除くと約1,380件、センターへの直接持込み事業所が214件と把握しております。

・委員

可燃ごみに含まれる紙類の割合はどの程度なのか。

・事務局

先ほどの新潟市・大阪市の事例では、可燃ごみに含まれる約40%が紙類であり、そのうち約半分が資源化可能な紙類であると説明がありましたが、本市においても約40%が紙類であると認識しております。

多量排出事業所においては、紙類の92.54%が外部で資源化されていることを考えますと、ごみピットに投入される紙類は、許可業者利用や直接持ち込み業者が殆どであることがお分かりいただけます。

・委員

搬入物検査の徹底や排出事業者・許可業者への指導等により、適正排出や減量化が十分見込めるのではないか。

・委員

他市事例のような事業者の紙類搬入の原則禁止や搬入状況による罰則的な行政処分も一つの手段となりますが、まずはポジティブな方向で調整が図れないものかと考えます。

・事務局

当然のことながら、「排出者責任の遵守」を大前提として、適正排出、減量につ

なればとを考えます。

・委員

搬入物検査等を徹底して行っていただけるということであれば、許可業者側としても、その責任を担う者として努めます。

・会長

他にご意見がなければ、最後の方針について事務局より説明をお願いします。

・事務局

個々の事業形態によって、問題点も様々ではありますが、「浦安市一般廃棄物処理基本計画」の減量化目標に沿うよう、それ以上の成果が出るような形で事業系ごみの問題解決に向いていかなければならないと思います。

また、方針(案)については、前回の会長の占めの言葉にあったように、まずは、排出事業者各々による、自己による適正処理を優先しつつ、ごみの発生抑制や再資源化を推進するためのマニュアル(手引き)やガイドライン(指針)と言ったような物を整備しなければならぬと考えます。

・会長

本諮問に対する、答申作成は次回の審議会が最終となります。

なかなか時間のない中での審議となりますので、答申(案)の作成につきましては、私と事務局に一任を頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

・各委員

特に異議なし。

・会長

では、最後に「その他」を事務局より説明願います。

・事務局

2点ほどございます。

まず、8月28日(金)の(株)ハイパースイクルシステムの視察の件ですが、総合駐車場に8時50分を目安にお集まり頂き、9時頃に出発、施設見学は9時30分～11時として、11時半に総合駐車場着。本来であれば、ここで解散となりますが、先ほどの会長のお話もありましたとおり、答申(案)の調整もありますので、30分程お時間を頂戴して、意見交換・確認作業を行いたいと考えます。

また、会長と調整して作成する答申(案)につきましては、8月中旬を目途に皆様にご郵送させて頂きたいと考えます。

次に、最終の審議会の日程ですが、9月15日（火）10時～12時で、図書館視聴覚室での開催を予定しています。

ここでは、最終校正といたしますか、確認を皆様にして頂いた後に、会長・副会長による市長への答申提出までを見込んでおります。

以上となります。

・会 長

以上を持ちまして、第8回浦安市廃棄物減量等推進審議会を閉会させていただきます。

委員の皆様のご協力により、本日予定しておりましたすべての審議を終了することができました。ありがとうございました。